

政策文書で示された目的を 達成するために参照できる CEFR-CVの概念

早稲田大学大学院日本語教育研究科

福島青史

本日の発表について

「日本語教育の参照枠」補遺版の構成（案）

第1章 政府の日本語教育に関する方針

1. 政策文書

(1) 日本語教育の推進に関する法律（既）

(2) 日本語教育の推進に関わる施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（既）

(3) 総合的対応策（令和4年度改訂）（既出・更新）

(4) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（新）

(5) 「日本語教育の参照枠」言語教育観の三つの柱（既）

2. CEFR-CVで補遺された内容

3. 政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念

【3】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要

（令和4年8月14日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 日本語教育の質の向上等

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 「若壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
- 「高壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- ① 留学生の就職等の支援 ② 就労場面における支援 ③ 適正な労働環境等の確保
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ライフステージに共通する取組

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 悪質な仲介事業者等の排除
- 海外における日本語教育基盤の充実等

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ①在留管理基盤の強化 ②留学生の在籍管理の徹底 ③技能実習制度の更なる適正化 ④不法滞在者等への対策強化

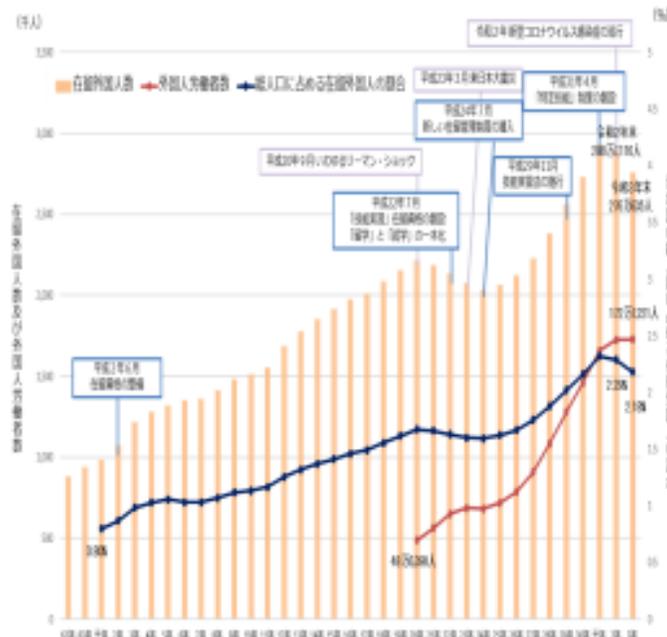
【4】外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

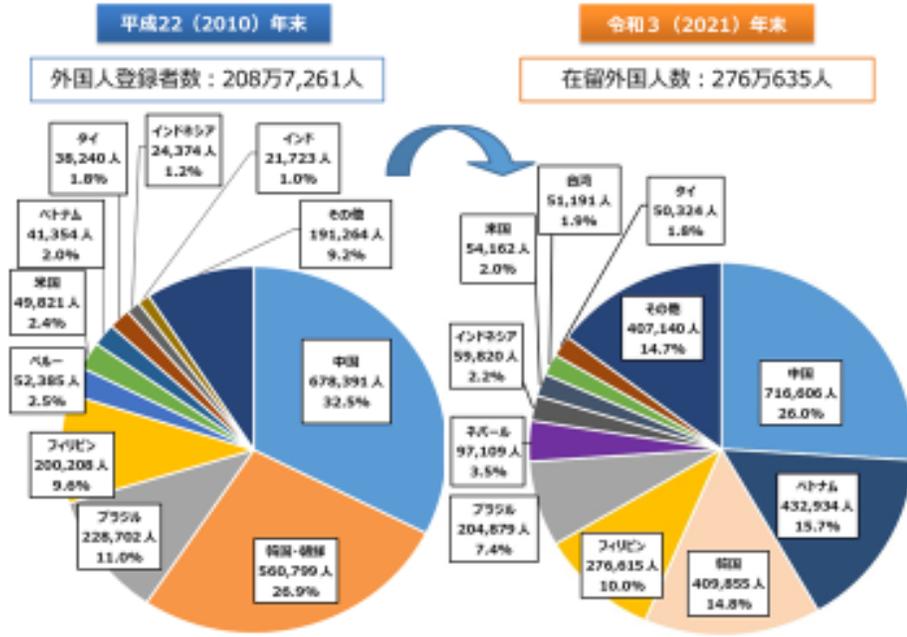
1 基本的な考え方

外国人の在留状況

◎在留外国人の増加



◎出身国籍・地域の多様化



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

以下の三つを「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱として考えることとする。

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する²

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

CHAPTER 2: KEY ASPECTS OF THE CEFR FOR TEACHING AND LEARNING

- 2.1. AIMS OF THE CEFR (目的)
- 2.2. IMPLEMENTING THE ACTION-ORIENTED APPROACH (行動中心アプローチ)
- 2.3. PLURILINGUAL AND PLURICULTURAL COMPETENCE (複言語・複文化能力)
- 2.4. THE CEFR DESCRIPTIVE SCHEME (能力記述文)
- 2.5. MEDIATION (仲介)
- 2.6. THE CEFR COMMON REFERENCE LEVELS (レベル)
- 2.7. CEFR PROFILES (プロフィール)
- 2.8. THE CEFR ILLUSTRATIVE DESCRIPTORS (例示的能力記述文)
- 2.9. USING THE CEFR ILLUSTRATIVE DESCRIPTORS (例示的能力記述文の使用)
- 2.10. SOME USEFUL RESOURCES FOR CEFR IMPLEMENTATION
 - 2.10.1. WEB RESOURCES
 - 2.10.2. BOOKS



CHAPTER 2: KEY ASPECTS OF THE CEFR FOR TEACHING AND LEARNING

• 原則

- 言語は社会的、教育的、職業的領域における機会や成功の手段
- すべての市民の権利としての質の高いインクルーシブ教育に貢献
- 民主的シティズンシップ、社会的結束、異文化間対話を促進するような、首尾一貫した、透明で効果的な多言語教育のための道具としてCEFRを使用する

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

社会政策→言語政策→言語教育

- それぞれの人の「幸福」の実現→利害対立
 - 包摂、参加、個人の尊厳と人権の尊重
- 利害対立の管理
 - 力による管理
 - 暴力
 - 政策、イデオロギー、ルールの強制
 - 慣習、習慣（文化）の強制
 - 言葉による管理（民主主義）
 - 政策、イデオロギー、ルールの了解・合意・創造
 - 慣習、習慣（文化）の了解・合意・創造
- 言語行動（Can-do）
 - 利害対立を管理するための言語行動
 - 了解、合意、創造

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2.1. AIMS OF THE CEFR (目的)

- CEFR→言語学習と教育の質と効果を向上
 - 学習、教授、評価
- 社会的存在としての言語使用者／学習者
 - 社会的世界で行動し、学習プロセスにおいて主体性を発揮
- 行動中心アプローチ
 - ニーズ分析に基づき、現実のタスクに向き合う
- 例示的能力記述文
 - 「できる」 Can-do

*CEFRは教育改革を推進するためのツールであり、標準化のためのツールではない

2.2. IMPLEMENTING THE ACTION-ORIENTED APPROACH (行動中心アプローチ)

- CEFRは学習者を言語の使用者、社会的主体としてとらえ、言語を研究対象としてではなく、コミュニケーションのための手段としてとらえる
 - 学習者のニーズ、CAN DO、コミュニカティブ・タスク
 - 言語使用者→言語を使用することを学ぶ
 - 多言語・多文化的存在→あらゆる言語資源を使用
 - 言語や文化間の類似性や規則性、また相違点を見出すよう奨励
 - 目的を持って協力的に課題を行う
 - 意味を共同で構築
 - ユーザー／学習者の複数言語および複数文化のレパートリーを利用することができる

多様性に富んだ
活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

2.3. PLURILINGUAL AND PLURICULTURAL COMPETENCE (複言語・複文化能力)

- 多言語主義（社会的または個人的なレベルでの異なる言語の共存）と複言語主義（**個々の**ユーザー/学習者のダイナミックで発展的な言語レパートリー）
 - 相互に関連した**一つの**レパートリー
- 共通言語を持たない個人間の**仲介**
 - 「複言語主義・異文化間教育カリキュラムの開発と実施のためのガイド」 (Beacco et al.2016a)、CARAP

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

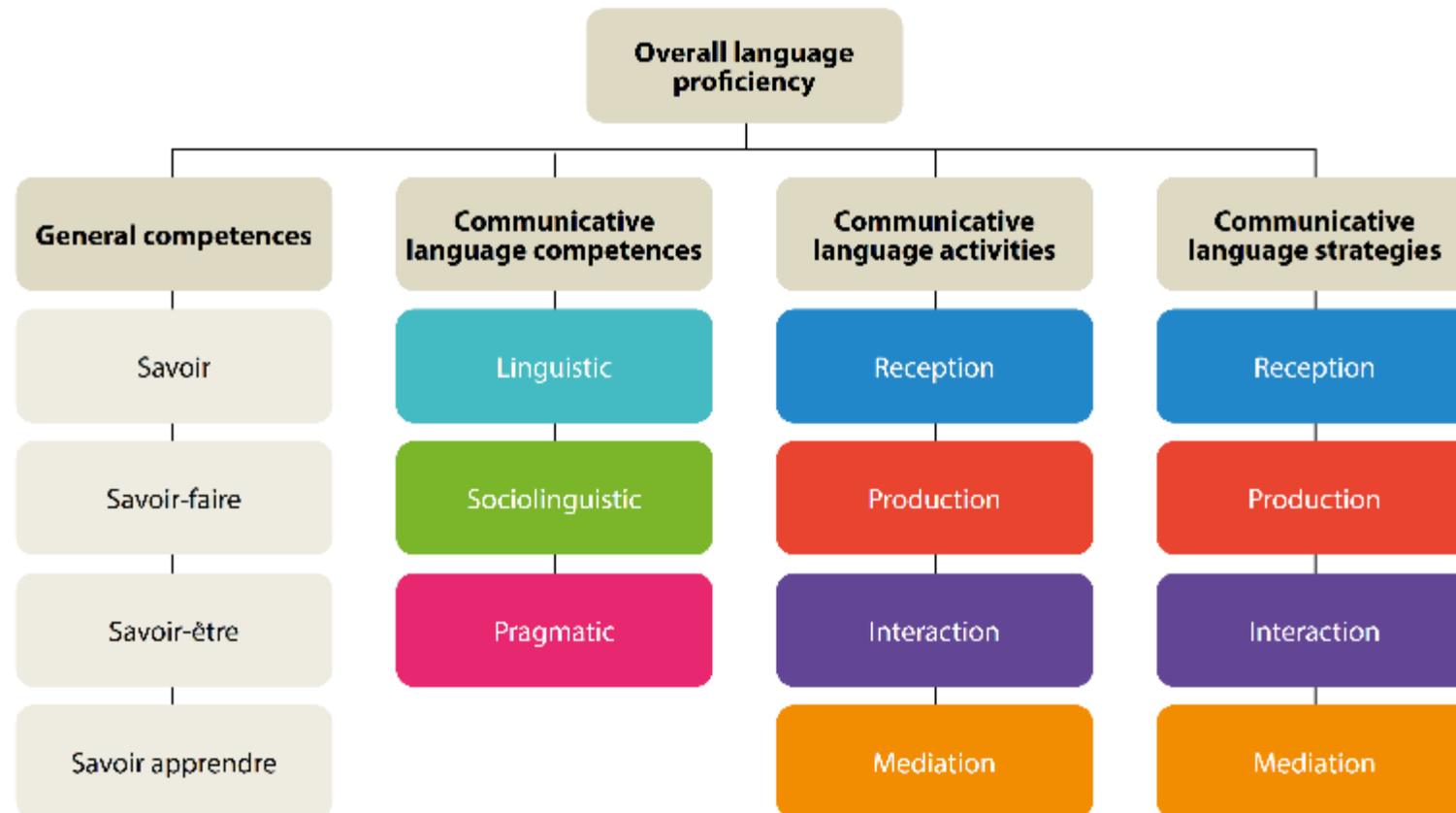
外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

2.4. THE CEFR DESCRIPTIVE SCHEME (能力記述文)

Figure 1 – The structure of the CEFR descriptive scheme²⁸

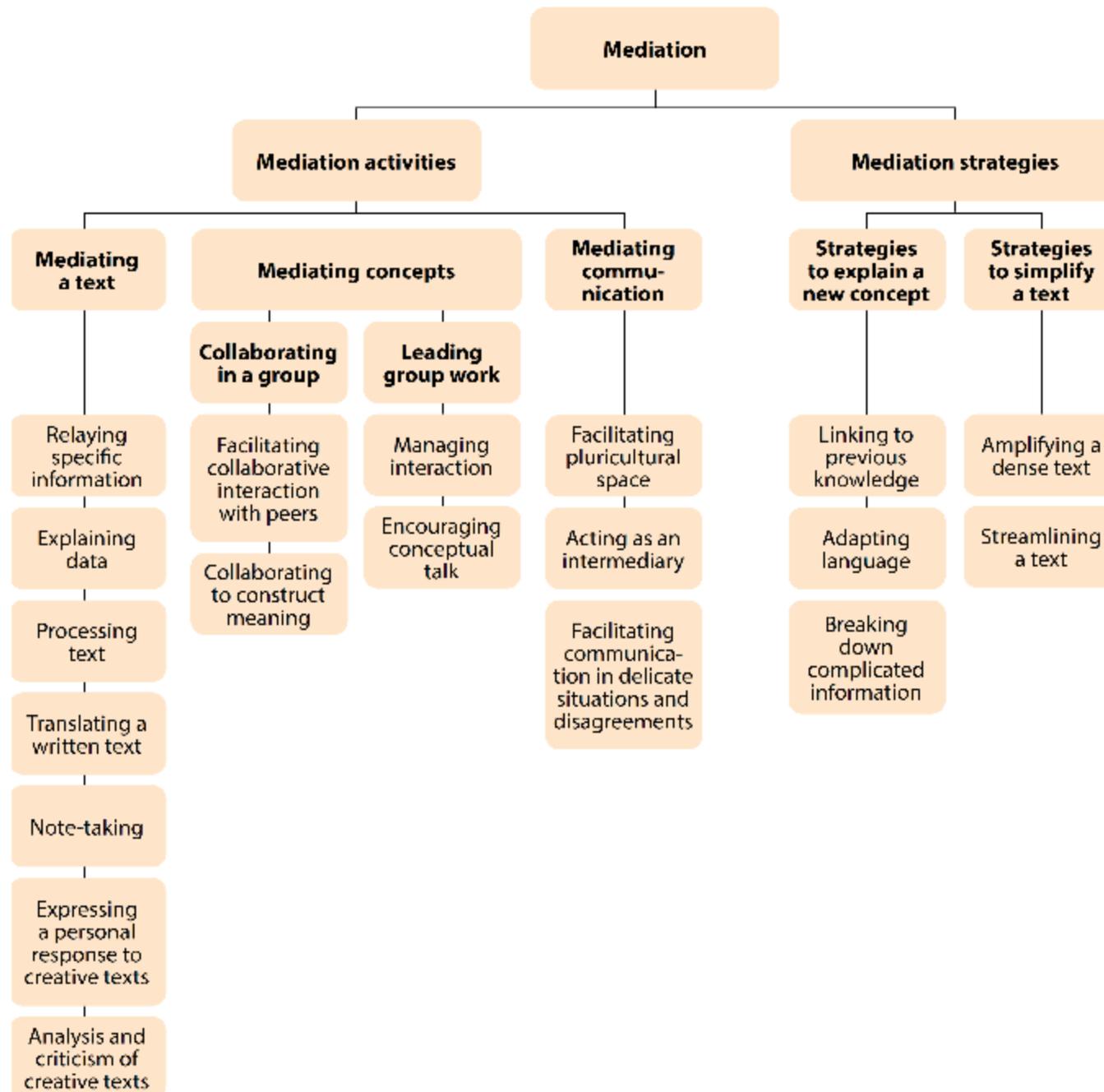


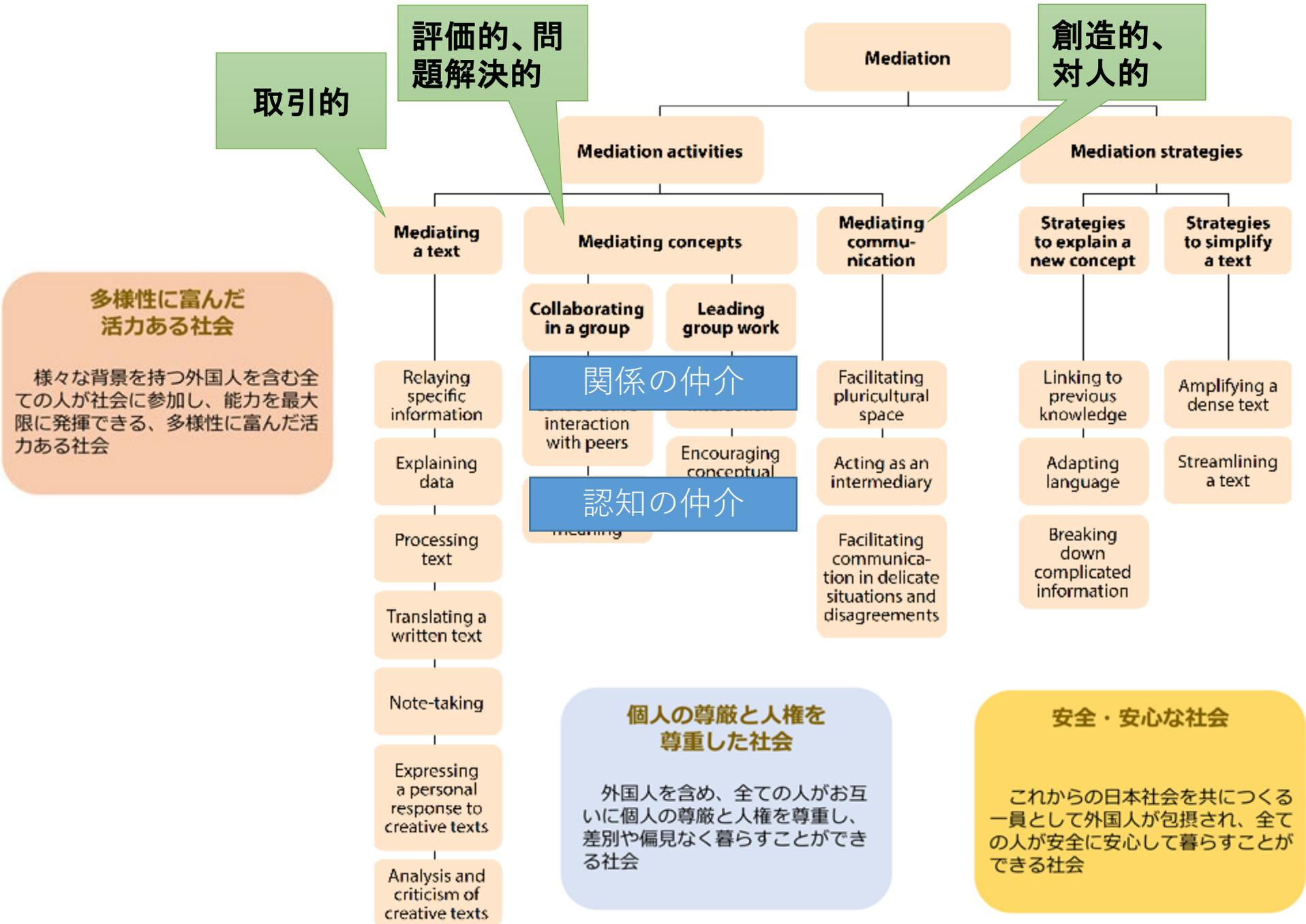
コミュニケーション言語活動のマクロ的機能(p.33)

	受容	産出	やりとり	仲介
創造的、対人的な言語使用 Creative, interpersonal language use	例:余暇活動としての読書	例:持続的なモノローグ:経験を説明する	例:会話	コミュニケーションの仲介
取引的な言語使用 Transactional language use	例:情報収集と議論のための読書	例:持続的なモノローグ:情報を与える	例:商品・サービスの入手情報交換	テキストの仲介
評価的、問題解決的な言語使用 Evaluative, problemsolving language use	(情報・論説のための読書と統合された)	例:持続的な独白:事例を発表する(例:討論会)。	例:ディスカッション	概念の仲介

2.5. MEDIATION (仲介)

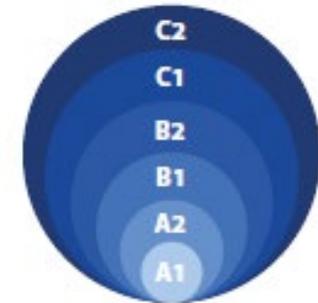
- 仲介→受容、産出、やりとりを組み合わせる。
- 言語使用→考えの発展、理解やコミュニケーションを促進
- 意味の共同構築と個人と社会レベルの間の絶え間ない動き
- 対話者間の仲介者としてのメディエーター
- コミュニケーションや学習に関連する仲介+社会的・文化的な仲介





2.6. THE CEFR COMMON REFERENCE LEVELS (レベル)

- A1-C2
 - C2→ネイティブスピーカーと関係なし
 - A1→生成言語能力において最も低い「レベル」
 - しかし、この段階に到達する前に、学習者が非常に限られた範囲の言語を用いて効果的に行うことができ、当該学習者のニーズに関連した特定のタスクの範囲が存在する場合がある
 - Pre-A1 (スイスのLingualevel、日本のCEFR-J)



2.7. CEFR PROFILES (プロフィール)

Figure 6 – A fictional profile of needs in an additional language – lower secondary CLIL

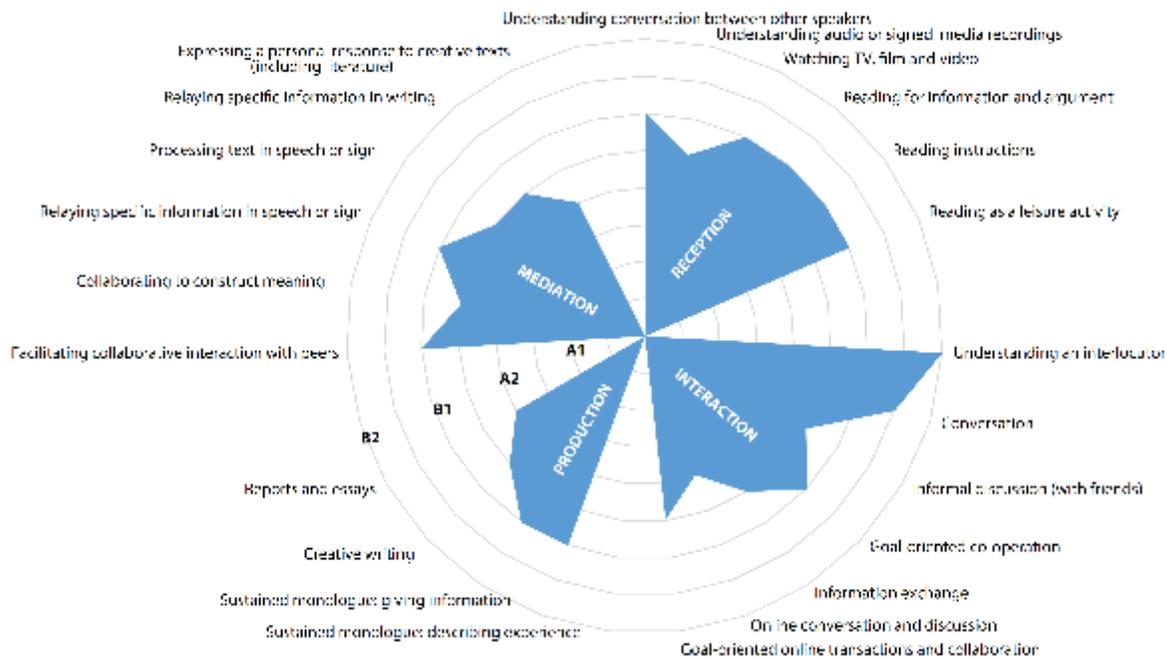
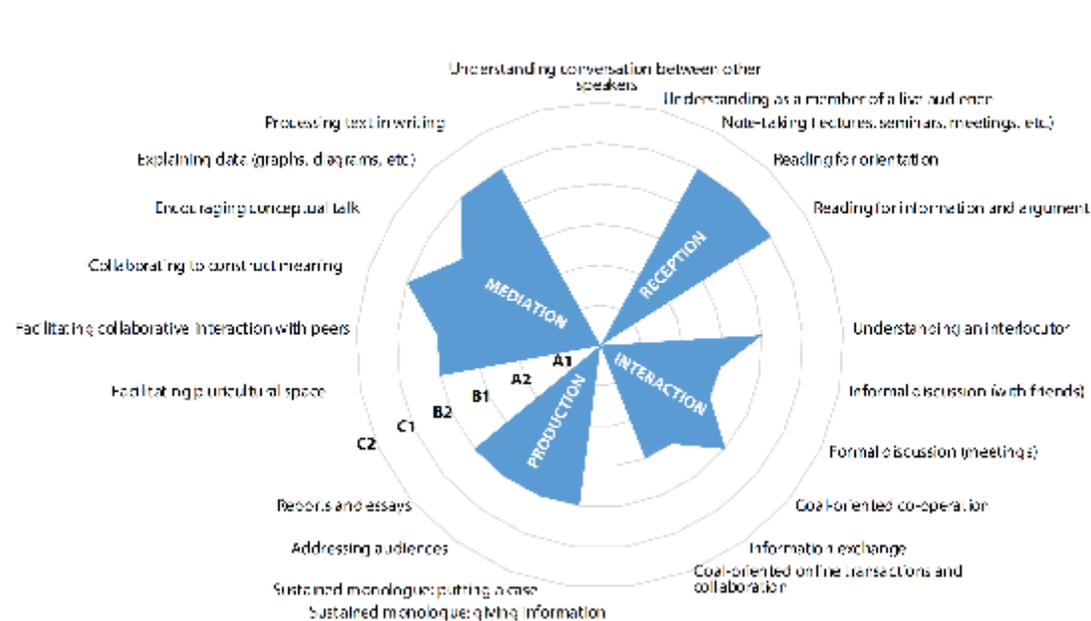


Figure 7 – A profile of needs in an additional language – postgraduate natural sciences (fictional)



- ユーザーにより差別化されたプロフィール (言語活動 × レベル)
 - ニーズにより言語活動、レベルの選定
 - 個人の習熟度の現実的なグラフィックプロフィールは、同心円で示されたより抽象的な完成度よりも、凹凸のあるものとなる。

2.7. CEFR PROFILES (複言語プロフィール)

Figure 8 – A plurilingual proficiency profile with fewer categories

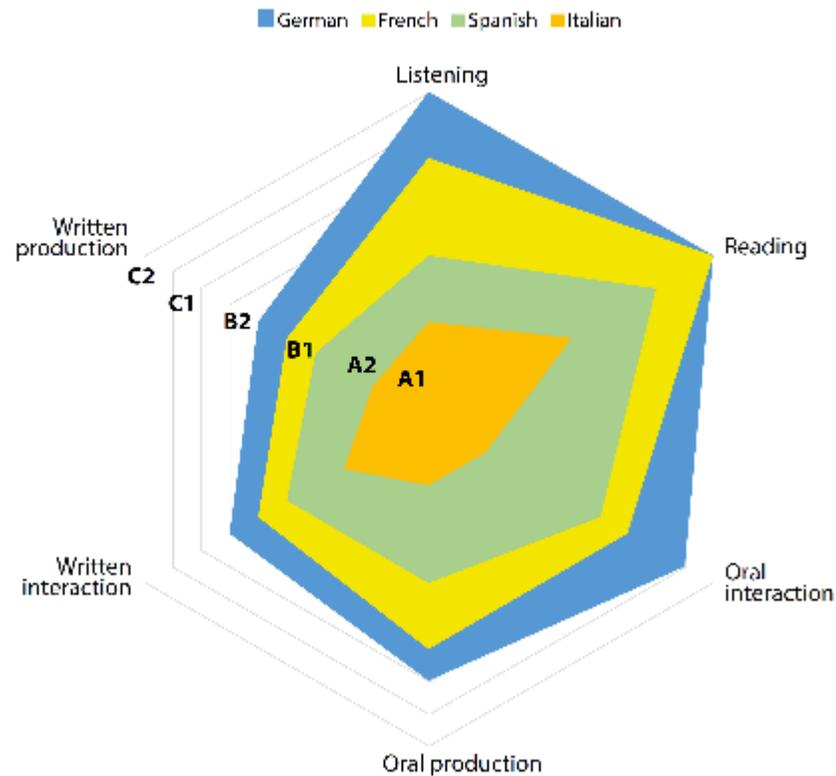


Figure 9 – A proficiency profile – overall proficiency in one language

Spanish	Pre-A1	A1	A2	A2+	B1	B1+	B2	B2+	C1
Oral comprehension									
Reading comprehension									
Oral interaction									
Written interaction									
Oral production									
Written production									
Mediation									

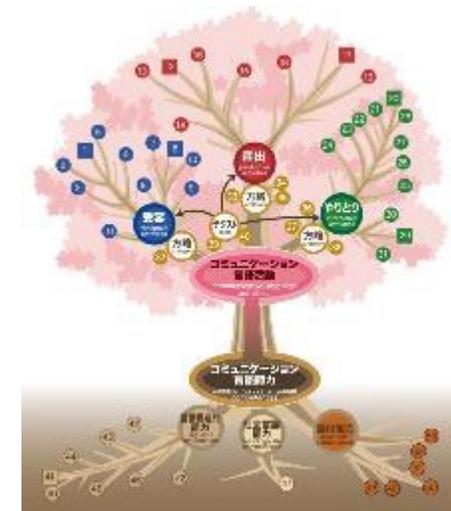
Figure 10 – A plurilingual proficiency profile – Oral comprehension across languages

	Pre-A1	A1	A2	A2+	B1	B1+	B2	B2+	C1	C2	Above C2
English											
German											
French											
Spanish											
Italian											

- 部分的な能力の表示 → 誰もが不均一で部分的
 - 家庭環境、ニーズ、教育、職業能力などに影響
 - ELPなどにも採用

2.9. USING THE CEFR ILLUSTRATIVE DESCRIPTORS (例示的能力記述文の使用)

- カリキュラム、教育、および評価の**開発**を支援
 - 特定の状況との関連性に応じてCEFR記述子を**選択**し、必要であれば**適応**
 - 数や長さの制限
- 評価の基準
 - コミュニケーション言語活動（実世界のタスク）
 - コミュニケーション言語能力（産出の質）
- 2つのタイプの記述文:**簡単な**記述文と**複雑な**記述文
 - 学習者・保護者・雇用者
 - カリキュラム設計者、教師



JFスタンダードより

政策文書で示された目的を達成するために参照できるCEFR-CVの概念

- 日本語教育は、社会政策の手段
 - 民主的シティズンシップ、結束性、異文化間対話
 - 共同作業、意味構築、価値観の創出→「仲介」「異文化間能力」
 - 「多様性」「個人の尊厳」「安全・安心」を保証する複言語・複文化能力
- 学習者のニーズにあった現実的な言語活動を可能にする教育
 - プロファイルのカスタマイズ（不均衡、部分的、個別的）
 - 創造的・対人的、取引的、評価的・問題解決的な言語使用
- 能力記述文の使用
 - カリキュラム、教育、評価の開発の情報源
 - 標準、規範ではなく、開発のリソース

引用文献、URL

Council of Europe (2020). Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment—Companion Volume.

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」概要

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001374711.pdf>（2023年1月10日参照）

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/roadmap_gaiyou.pdf（2023年1月10日参照）

国際交流基金「JF日本語教育スタンダード」

<https://jfstandard.jp/top/ja/render.do;jsessionid=606B60559CC1974C70FFD080F8B1CFE4>（2023年1月10日参照）

文化審議会国語分科会「日本語教育の参照枠」（報告）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf（2023年1月10日参照）